

各種助成金の申請に係る留意事項

(障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金)

障害者雇用納付金制度に基づく助成金(以下「助成金」といいます。)は、事業主から徴収した障害者雇用納付金を財源として予算の範囲内で支給するものです。

助成金の支給対象となるのは、事業主が、障害者の雇入れ又は雇用継続を図るために、その障害者個々の障害特性による課題を克服して、就労を容易にするための措置を講じるに当たり、一時的な経済的負担が生ずる場合であり、その費用の一部を助成金として支給します。

助成金は、事業主の皆様が行う措置の区分ごとにいくつかの種類が設定されており、それぞれの申請における主な留意事項は以下のとおりです。

障害者作業施設設置等助成金

助成金の支給対象となるのは、障害者の雇入れ又は雇用継続を図るため、障害者個々の障害特性から生じる就労上の課題を克服するための配慮された作業施設や附帯施設、作業設備の設置又は整備を行う場合です。

このため、これらの施設や設備の設置又は整備を行うと、単に作業効率が上がる場合や、事業を行うために本来必要な施設・設備の設置又は整備をする場合は、助成対象になりません。また、障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業(A型)を行う事業所は、本来、事業を行うため、障害者に配慮された施設・設備が必要であることから、これらの設置・整備に係る申請は、助成対象とはなりません。

助成金の支給対象に係る適否は、個々の助成金認定申請ごとに、対象となる障害者の障害特性、従事する業務、就労場所及び対象障害者ごとの配慮措置等により総合的に判断します。このため、申請された施設・設備の一部が助成対象となる場合があります。

助成金の支給対象とならない例

1 知的障害者がクリーニング作業の中のプレス業務を行うため、メーカーオプションによる安全装置が付いた最新式のプレス機を、新規に購入する場合。

安全装置は、作業中の誤作動等を防止するもので、障害者以外の者が使用する場合にも必要な装置であり、知的障害に対応した特別の配慮ではなく、また最新式の設備は、障害者以外の者が使用しても作業効率の向上が望めるため、対象障害者個々の障害特性から生じる課題の克服ではなく、事業を行うために本来必要な設備であるため、助成対象とはなりません。

2 事業の拡大に伴い障害者を多数雇入れに当たり、個々の対象障害者の障害特性による課題が多様化し、また施設も狭隘になっていることから、適切な作業管理を行うために作業施設を新設する場合。

対象障害者個々の障害特性による就業上の課題を解消するため、どのような措置を講じるか具体的に明らかになっていないこと、また、作業施設の設置は作業管理が目的で、事業主の事業活動を行うために必要なものであることから、助成対象とはなりません。

障害者福祉施設設置等助成金

雇用されている障害者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された福祉施設の設置又は整備を行う事業主等に対して、その費用の一部を助成します(対象障害者は既雇用者のみです)。

(注) 就労継続支援事業を行う事業所については、障害者作業施設設置等助成金と同様に取扱います。

障害者介助等助成金

障害者介助等助成金は、障害者が主体的に業務を実施するための介助や、職場での問題を解決するための相談又は援助などの人的支援の措置を講じなければ、新規雇入れ又は雇用継続が困難であると認められる事業主に対して、その費用の一部を助成します。

ただし、人的支援の措置が、それぞれの助成金に定められた障害の状況、人的支援の内容及び基準に満たない場合は、助成金の対象とはなりません(事業主による人的支援のすべてが助成対象となる訳ではありません)。

重度障害者等通勤対策等助成金

助成金の支給対象となるのは、雇用する障害者個々の障害特性により通勤が困難であるため、事業所の近隣に障害に配慮された住宅の賃借、通勤用のバス若しくは自動車の購入又は駐車場の賃借など、通勤を容易にする措置を講じなければ雇用継続が困難であると認められる場合です。

助成金の支給対象についての適否は、個々の助成金認定申請ごとに、対象となる障害者の障害特性、それによる通勤困難性のほか、申請時における住居から事業所までの距離・時間・公共交通機関並びに通勤の状況、配慮する措置等について総合的に判断します。

このため、単に障害特性のみでは助成金の支給対象とならない場合があります。また、通勤困難である理由が、障害者以外の方にとっても通勤が困難であるなど、対象障害者の障害特性によるものではない場合は、助成金の支給対象とはなりません。

助成金の支給対象とならない例

1 東京都内の自宅から近距離にある事業所に勤務していた障害者が、大阪府内にある事業所に転勤することになり、東京都内の住居から大阪府の事業所まで通勤することが困難であるため、事業主が大阪府の事業所の近隣に住宅を確保する措置を講じた場合。

障害者以外の者であっても、東京都内の自宅から大阪府内の事業所に通勤することは困難であるため、対象障害者の障害特性による通勤困難では無いことから、助成対象とはなりません。

2 住居から路線バスを使用して事業所へ通勤していた障害者が、その路線バスが廃止されたため通勤が困難になったことから、通勤用自動車を購入する措置を講じた場合。

障害者以外の者であっても、使用していた公共交通機関の廃止は、通勤困難であるため、障害特性による通勤困難では無いことから、助成対象とはなりません。

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金は、雇用する障害者の人数や施設・設備が、機構の定める基準を満たしていることに加え、経営基盤や雇用条件等が良好であり、重度障害者等の雇用促進を図る上で模範的である場合に支給します。模範的であるとは、雇用する重度障害者を含む従業員に対する処遇、雇用管理、今後の雇入計画及び職場定着状況等の面で、その地域又は業種における他の事業主等と比べて優れていることをいいます。

助成金の受給資格の認定に当たっては、上記の観点に加え、提出された事業計画から、特例子会社である場合は親会社の支援等を、また第三セクター方式で設立された場合は出資した自治体の支援を審査します。

また、障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業を行う事業所においては、当該事業を行うための障害者に配慮された施設・設備の設置・整備や人的支援は、本来必要であることから、更に、その地域又は業種における他の事業主等と比較して優れていると判断できる措置を講じていることが必要です。

留意事項

次のいずれかに該当する事業主は、助成金を受けることができません。これらの要件に該当するにもかかわらず、それを偽って助成金を申請又は受給した場合には、不正受給処分として、助成金の3年間不支給措置を講じるほか、機構のホームページに事業主名等を公表します。

- 1 過去3年以内に不正受給処分による助成金不支給措置を受け、その期間内に申請した事業主
- 2 不正受給により生じた助成金の返還が終了していない事業主
- 3 継続性を有する事業活動又は法令を遵守した適切な運営がなされていない事業主
- 4 労働関係法令違反により送検処分を受けている事業主
- 5 厚生年金保険及び健康保険の加入義務がある事業主等であって、加入していない事業主、又は加入していても助成金対象障害者に係る保険料を支払っていない事業主
- 6 風俗営業法に定める接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及び接待業務受託営業を行っている事業主
- 7 暴力団関係事業所の事業主
- 8 申請書類等に虚偽の記載又は添付書類中の契約書、請求書、領収書等の支払証拠書類を偽造している事業主

※各種助成金の詳しい留意事項は機構のホームページをご覧ください。